

市民後見人養成講座

受講生
募集!!

判断能力に支援が必要な認知症高齢者や知的・精神障がい者等が、地域で安心して生活していくためには、本人を支援する成年後見制度等の活用や地域の理解、支えあいが大切です。

この講座では、認知症や障がい、成年後見制度、福祉諸制度等の講義を通じて、市民後見人として活動するうえで必要な知識を深めていただきます。



「市民後見人」とは、家庭裁判所から後見人として選任された市民のことです。
成年後見制度を利用している方々が地域で安心して暮らせるように支援する役割を担います。
本人の法的に認められた支援者として、身近な立場からのきめ細やかな支援が期待されています。

開催日時

令和 6 年 9 月 3 日(火)、9 月 10 日(火) 9 月 17 日(火)
9 月 24 日(火)、10 : 30 ~ 15 : 30(全 4 回)

※開始・終了時間は若干前後します。

開催場所 いたみいきいきプラザ 3 階

対象者 伊丹市在住の権利擁護に関心がある方で、18 歳～ 68 歳以下の方（令和 6 年 4 月 1 日現在）
※全日程参加できる方 ※但し、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認会計士、
税理士、行政書士の 資格を有する方は受講対象外

定員 20 名 **講座内容** 裏面に記載

参加費 無料 ※筆記用具や昼食は各自で用意してください。

その他 市民後見人養成講座受講者には、講座終了後、作文及び面談を行います。
一定の基準を満たした方には実務研修を受講していただき、
修了者は「市民後見人候補者」として登録される予定です。
(詳細は、講座初日のオリエンテーションで説明します)

申込方法 電話、または裏面の申込書に必要事項を記入し FAX にて申込み下さい。
(申込締切：令和 6 年 8 月 16 日(金) ただし、定員になり次第締め切ります。)



申し込み・問い合わせ先

社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会 総合相談支援課 権利擁護事業担当
伊丹市広畑 3 丁目 1 番地 いたみいきいきプラザ内

TEL 072-744-5130 FAX 072-787-6911



日時及び内容について

日 時	内 容
1 日 目 9 月 3 日(火) 10:30 ~ 15:30	・ オリエンテーション ・ 市民後見人(候補者)養成について ・ 市民後見人について ・ 介護保険サービス・高齢者虐待について ・ 成年後見制度について ・ 成年後見制度の権限と義務 ・ 障害福祉サービス・障害者虐待について ・ 消費者被害の実情と被害予防・救済
2 日 目 9 月 10 日(火) 10:30 ~ 15:30	・ 日常生活自立支援事業 ・ 財産管理の実際について ・ 遺言相続について ・ 成年後見制度における財産管理等の後見事務(ワーク)
3 日 目 9 月 17 日(火) 10:30 ~ 15:30	・ 身上保護について① ・ 見上保護について② (市民後見人による実施報告・グループワーク) ・ 生活保護法について ・ 障害のある方への理解と接し方
4 日 目 9 月 24 日(火) 10:30 ~ 15:30	・ 認知症高齢者の理解と接し方 ・ 成年後見制度における意思決定支援について ・ 対人援助の基本について (コミュニケーションの基本、援助者としての態度) ・ 終了後の活動について ・ 作文 ※面談は別の日に行う予定です。

切らずにこのまま FAX で送信してください

FAX 用 申込書 伊丹市社会福祉協議会 権利擁護事業担当 行 **FAX 072-787-6911**

ふりがな				生年月日	☐ 昭 年 月 日 () 歳
お名前					
ご住所					
電話番号		FAX 番号			
備考欄					